

# 鳥取県暴力団排除条例の骨子

## 暴力団排除の基本理念

- 県、市町村、県民等が相互に連携、協力した暴力団排除の推進

## 県の責務

- 暴力団の排除に関する施策の総合的な推進

## 県民及び事業者の責務

- 県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力
- 不当要求行為に対する県、関係機関等への相談

## 暴力団排除の基本的施策

- 県の暴力団事務所に対する措置
- 県の事務及び事業からの暴力団排除措置
- 暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する警察による保護措置
- 暴力団員等に対する請求訴訟等に関する支援
- 暴力団排除の気運の醸成のための啓発活動の実施

## 青少年の健全な育成を図るための措置

- 学校、児童福祉施設、図書館等の施設から周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止 【罰則:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
- 都市計画法に基づく一定の住居地域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止

## 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

- 暴力団事務所に使用されることを知っての契約又は契約の代理・媒介の禁止  
【公安委員会による調査・勧告・公表】

## 暴力団員等に利益を供与すること、暴力団員等が利益を受けることの禁止等

- 事業者が暴力団の威力を利用することの禁止
- 事業者が、暴力団員等に対し威力利用に関する利益又は相当の対償のない利益を供与することの禁止 【公安委員会による調査・勧告・公表】
- 暴力団員等が、事業者から威力利用に関する利益又は相当の対償のない利益を受けることの禁止等 【公安委員会による調査・勧告・公表】

## 祭礼等からの暴力団排除

- 行事主催者等が、暴力団を利用すること、暴力団員を行事の運営に関与させること又は暴力団員に露店等を出させることの禁止 【公安委員会による調査・勧告・公表】

## 効果

- 暴力団との訣別をためらう企業の意識改革
- 暴力団と癒着する企業の公表による経済活動の健全化
- 暴力団排除活動の活発化
- 暴力団の資金源の遮断等